

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成31年3月1日(金)
午後0時57分～午後2時20分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉徳子
委員 齋 浩美 委員 佐藤正博
委員 長南良彦 委員 山口 實
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 菊池博幸
出席をした 建設部長 森孝雄
者の職氏名 震災復興部長 三浦仁
建設部次長兼 山田隆
土木課長 小畑和弥
震災復興部次長兼 大澤博
復興調整課長 馬場浩一
農林水産課長 車塚仁悦
都市計画課長 真竹康司
復興区画整理課長 村上諭
水道事業所長 菊地浩幸
建設部企画員兼 小松政博
土木課長補佐 菊地浩幸
都市計画課長補佐兼 小松政博
市街地まちづくり係長
水道事業所長補佐兼
料金係長

都市計画課技術主幹兼 都市計画係長	佐山昭徳
都市計画課技術主幹兼 公園係長	伊藤功
土木課主幹兼 庶務・管理係長兼	熊谷恵美
地籍調査係長 水道事業所主幹兼	新妻里恵
庶務係長 農林水産課 農林業振興係長	守正樹

6 事務局職員	事務局長	小野寺俊
	主幹兼議事調査係長	川上真理子
	主事	後藤法子

7 付議事件

- (1) 議案第16号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第17号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第18号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第36号 市道路線の廃止について
- (5) 議案第37号 市道路線の認定について
- (6) 陳情第1号 名取市全ての市民が健康で、次世代にも安心して暮らせる環境を継承するために、「東北電力と名取市の協定締結」の申し入れを求める陳情

午後0時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長、震災復興部長、水道事業所長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第16号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今回の条例でセンターAからCまで、あと業務地区等に分けて細かく指定されています。この中で、センターAの隣側のセンターCのこれからの用途というか、どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

補足すれば、センターAですと当然何に使うのかがもう決まっているわけです。センターBも大体決まっていると思うのです。センターCは今道路脇の整地が終わっています。ところが、全然まだ動くような様子がないものですから、実質的にこの土地をこれからどういう用途で使っていくのかということをお伺いいたします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（車塚仁悦） こちらのセンターC地区につきましては、現在市有地も含めて業務系ということで募集をかけておりまして、3月14日まで、商品物販であるとか、そういったものを含めて募集をかけている状況です。それから、もう一区画については郵便局です。一連の業務系の方に換地さ

れるということで現在進めているところです。

○委員長（佐々木哲男） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今課長から一部は郵便局を予定していると、もう大分進んだような話を聞かせていただきました。地元住民にとっては大変期待している業種ですから、少し安心させていただきました。

3月14日が締め切りで募集をかけているということで、進出企業というか、店舗なのかもしれませんが、きょうは3月1日ですので、今現在でどのぐらい問い合わせ等があるのかお伺いいたします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（車塚仁悦） 本日、3月1日から14日までの期間で募集ということになります。問い合わせ等はこちらには来ておりますので、引き合いはあると考えています。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） この前の本会議の質疑で、資料の③の市街化区域編入後ということの絡みで、市街化区域の編入予定が平成33年5月という話があり、それで固定資産税の話があったと覚えています。

気になったのは、きのうの私の一般質問の中で美田園北地区も市街化区域に編入という話があるのですが、予定として市街化区域に編入するのは閑上だけなのか、閑上と美田園北という感じで、制度的に大きいのでまとめるのか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（車塚仁悦） 美田園北と閑上、ほかに区画整理を予定している名取市内の2カ所があるのですが、そこも含めて平成33年5月を目標に市街化区域に編入していこうということで動いております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） この資料でセンターAからCまで指定後区分けされて、その中で建築物の制限があるわけですが、このセンターA地区でアからキまである中で、倉庫が規制されていますけれども、これはどういったものが対象になるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 倉庫業というのは物流関係の倉庫が該当すると捉えております。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうしますと、いわゆる倉庫業ということで営む大型のものという捉え方だということですね。

それともう1つ、B地区とC地区の建築制限で見たときに、C地区にはアの項目で法別表第2（ほ）に掲げるものという規制がかかっているのですけれども、これはどういうものを意味するのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗や飲食店、マージャン屋、パチンコ屋、それとカラオケボックス、キャバレーなどが挙げられます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） 資料でお伺いをいたします。閑上地区は建蔽率60パーセントと70パーセントの二通り混在しているということですが、まず60パーセント、70パーセントの区域をお伺いをしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 建蔽率の60パーセントと70パーセントの違いですが、資料の都市計画変更前の①というものをみていただきまして、色がついているのが用途地域のところで、ここが60パーセントのところ、あと白地になっている部分が70パーセントということで区分しています。

○委員長（佐々木哲男） 山口 實委員。

○委員（山口 實） 色塗りされているところが60パーセントで、白塗りといえますか、いわゆる市街化調整区域の部分だと思いますけれども、これが70パーセントだということです。今回60パーセントに統一するということですが、なぜ60パーセントにしたのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 閑上地区につきましては、先ほど御質疑いただきましたように将来的には市街化区域になりまして、用途が指定されることとなります。

資料の③を見ていただきますと市街化区域編入後ということで黄色と紫とピンクで示してあるのですが、これについては従前のところが60パーセントで後から市街化区域に入ったところが70パーセントということになりますと不公平になりますので、将来の市街化区域編入を見越した上で60パーセントに制限をかけたということです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 資料で伺いたかったことが1つあります。①、②、③の中で工業地域の中にえぐれて入っている三角地帯のようなものが1カ所あるのがわかりますでしょうか。②で見るとわかるのですけれども、工業地帯の水色のところに、白地が1カ所三角に都市計画区域内から少し出っ張っているところがあります。

あと、大きいほうの資料を見てもやはり修正についての解説を見ても、少し三角にえぐれている場所があって、市街化区域編入後になるとそのところは水色になって工業地帯になっているのですけれども、都市計画変更前で白地になっているところが、市街化区域編入後には工業地域に切りかわるのも今後対応をするということによろしいでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 閑上東地区の部分になるかと思うのですけれども、資料の2枚目を見ていただきますと閑上東地区につきましては工業地域ということで既に用途の変更をしています。たまたまこの三角の部分については市街化調整区域になっていますので、平成33年5月にあわせて市街化区域に編入しまして、工業地域ということになります。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今、業務地区は用途指定されて、橋浦精麦を初め、消防署や、そのほかの企業が大体決まって進んでいると思います。この中の土地利用で、きょうも朝見てきたのですが、結構大きな土地の割にはどうするのかと市民の方からも問い合わせがあるのですが、要するに県道を挟んでイトーチェーンができる前の地点です。交差点がある地域の土地が大分広くて、資料を見ますとセンターB地区に指定されているのですが、これから市でどのようにこの辺の土地利用を考えているのか、お伺いしたいと思います。

指定したのはいいけれども、このところに実際は何もできなかったというのでは、三角の土地ですけれども、大分大きな土地なのです。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（車塚仁悦） この業務地区の県道塩釜亘理線の東側の三角のところだと思いますけれども、こちらは県道塩釜亘理線沿いということもありまして、今宮城県とその土地利用についていろいろと打ち合わせをしている段階です。

それが県の維持管理上の場所になるのか、もしくは市の土地になるのか、まだ協議をしているという段階です。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） この条例の中で、目的というものが第1条にあり、「地区計画の区域内の建築物に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境を確保することを目的とする」とあります。今回このセンターA地区には、大型スーパーが計画されているわけですがけれども、この良好な都市環境を確保する上では地域住民にさまざまな説明なりがあったのだと思いますけれども、この点については地域住民とこの目的を達成するに当たってどういった形で取り組んでおられたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興区画整理課長。

○復興区画整理課長（車塚仁悦） 昨年になりますが、権利を持っている方々、換地をされる方々、ここに隣接する方々にこういう施設が来るというお話を申し上げております。また、現在は造成工事が入っておりますので、当然造成工事が入る前にも、こういった施設が来るというような御説明を付近の方にしながら事業を進めています。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） この場合は開発する市が率先して説明したということですがけれども、本来そういう形で市が率先して動くものなのか、立地しようとしている企業の方が説明するものなのか、その辺はどのように決められているものなのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、復興調整課長。

○復興調整課長（小畑和弥） 現在、まずはまちづくり協議会の皆さんに、車の流れなどもあるものですから、その辺の説明をしております、学校も近いということもあり、いろいろな指摘をいただいて、対策を練っているところで

す。
それ以外には、大きな店舗になりますと大規模小売店舗立地法ということで、地域住民に対する説明を事業者が法にのっとって行うようになります。ですから、もちろんそういった機会を捉えて説明はさせていただきますけれども、それとは別に市としてもまずはまちづくり協議会、あとは必要に応じて住民に対して、今後いろいろ進めていきたいと考えています。今はまちづくり協議会といろいろとお話はさせていただいています。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） この前も質疑で出たかと思いますが、市内に対象物はあるのかというようなことに対し、現在はないというような御答弁があったと

思います。ぴんとこないのですけれども、例えば具体的にどういうことなのか、もう一度御説明いただきたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） パークPFI事業の概要ということだと思えますけれども、例えばある公園を整備していく上で、その全体の敷地の一部分に公園施設を設置したいと決めるときに、それを一部公募しようということなのです。

便益施設が主になるとは思いますが、飲食店とか売店とか、もしそういう施設が入ったときに、その収益を利用してその一部を公園の整備や、維持管理にお願いするようにしていくという制度で、簡単に言うと公園の中に店を設置して、その収益の一部を公園の維持管理整備費に使うという協定を結んで、集客というわけではないですけれども、公園がにぎわうようにしていきたいという制度です。

○委員長（佐々木哲男） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そうすると、言い方は悪いですが、上がりをお願いするというような形になるかと思うのですが、あらかじめその契約の中で代家賃のようなものはとらないけれども、その売り上げの何パーセントはいただきたいという感じになるのですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 直接いただくわけではないですけれども、この施設の中のこういったことをしてほしいという協定を結んで、それをすぐにはないとは思いますが、少しずつ整備してもらおうという約束をお願いしていくということです。

公園全体については、公園敷地そのものは行政の管理になりますけれども、売店とか飲食店についてはここに設置してくれというお願いをして運用していくことになると思います。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 市内全域の公園が対象となるという説明をいただきましたけれども、先ほどお話があったように公園の利用促進という観点から、今後例えば市が建物を利用して親子でにぎわっている公園ですとかスポーツでにぎ

わっているような公園に立地を誘致するというような考えは現在あるのかどうか、お聞かせください。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 今のところ何も決まってははいないのですが、都市公園法が改正になったときに、保育所や集会所の立地は可能になっています。ですから、今後その土地を求めるのに大変だとかという場合には、少し大きい公園であればそういったところに建てられるという制度改正になっているところですよ。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） この条例が改正されてからの適用になるかどうか確認したかったところが1つあるのですが、今つくっている墓地公園と閑上の震災メモリアル公園などは、この条例の対象にはなるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 対象にはなりますが、新しく整備している施設については管理なども今後いろいろと決めていくことになると思いますので、今のところそこまでは考えていません。今取りかかりたいと考えているのは、十三塚公園は総面積が21.1ヘクタールあるのですが、そのうち供用開始しているところが17.7ヘクタールで、まだ3.4ヘクタールの未供用部分があります。いずれ震災メモリアル公園や墓地公園なども本市で整備はしておりますけれども、今回でき上がることで全部供用されてしまうということで、使い方によっては可能性があるとは思いますが、今すぐどうこうということではないと考えていますし、どちらかというとも未供用部分が多い総合公園の十三塚公園など、そういったところに絞って、今後何年かかるかわからないですが、取り組んでいきたいと考えています。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 先ほど大泉委員が言われたように、市内には、全体でまたふえているのかもわかりませんが、緑道も含めて146カ所ほどの公園があるということです。その中でそういった建物を建てるということになれば当然採算などを考えた中でこうした申請を出すということになると思います。全ての公園が対象になるという話でしたけれども、このいただいた資料の中で公募事

業者の設置する公募対象公園施設に該当する場合は10パーセント上乘せして、12パーセントとなっていますが、逆に該当しないケースというのはどういう場合があるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） それは、公園整備の方針ということで、どういった公園にしていくかということだと思っておりますが、そういったものにこういった施設を市で考えていると決めたときに公募していくわけですけれども、その提案が合致しないものとか、提案が上がってきた部分が違ったりとかでそぐわないというか、判断していくことになると思います。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 私の理解不足なのかもしれませんが、今仮に146カ所という数字が合っているとすれば、今ある公園全てが対象ということによろしいですね。それに対して公募をしてぜひそこで何かをやりたいというときに、申請が認められれば現状は2パーセントですが、10パーセント上乘せして12パーセントの面積で借りることができるということだと思っております。

そうしたときに、先ほど十三塚公園の例を言われましたけれども、今ある公園全てが対象だとなったときに、ここで言う該当しないというケースが今ある公園の146カ所の中でどういう場合があるのかということをお聞きしたかったのです。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） それは本市でここを公募対象の施設を設置する公園と決めて提案を募ることになってくると思います。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） この条例と公園法の解釈で伺いたいことが1つ出てきたのですが、例えば大きいマンションをつくり、隣に都市公園を何らかの形でつくって、そこの公募事業者にマンションをつくったデベロッパーの方が応募して、そこに建物をつくるということもこの条例だと可能になるという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） その目的が公園管理者側と合致した場合は可能

だと思えます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そうすると、そこに売店などを出して、あと管理をしていただく部分的に市と協定を結んで運営していくということで、やはり採算が合わなければそういうものに応募したりはしませんよね。

それで、例えば休日に大勢の人が集まる、そういう公園ならば出店して商売をしたいと思うでしょうけれども、そういうところに集中して殺到したときに、その審査などは全部都市計画課で行うとか、役所としてその辺はきっちりかかわっていくということなのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 都市計画課が審査するかは別にして、そういった組織で提案の審査をしていただくようになると思います。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 名取市都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 市道路線の廃止について及び議案第37号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

これより、議案第36号及び議案第37号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回第36号で廃止路線図が示され、第37号では認定するということですが、廃止されて認定される部分が大半ですが、この廃止したことによって利用されなくなる部分がありますよね。これはどういう扱いで市が管理するようになるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 廃止されて認定されない路線というのは議案第36号資料の関5の河口3号線だと思いますけれども、この路線については今県が防潮堤をつくってしまっていて、そのフィッシャリーナに続く乗り越し道路の機能もあることから、今後の管理は宮城県で行うということで市道認定はしておりません。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） この第36号と第37号をあわせて見ますと、廃止路線図の資料ですと例えば西中塚1号線の（1）の部分も大分形状が変わりまして、使

われなくなるだろうと思います。それから、平田橋線は（２）のところ、北釜３号線の（１）の部分が使用されなくなるのだろうと思うのですが、この一部は県が管理するということですが、それ以外のところはどのように管理をして、また、使わなくなる部分があるとすればどのような安全対策のようなものを講じようとしているのかお伺いしたいのです。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） まず、西中塚１号線と２号線に関しては閑上小塚原線ができたことによって市道の認定関係の延長が変わるのですが、それらについては既存の道路がなくなって新しくつけかえの道路になるということで、今までどおり市で管理することになると思います。

ただ、平田橋線については閑上小塚原線がちょうど平田橋線の真ん中を通るような形になっていまして、今回閑上小塚原線ができたことによって平田橋線についてはそこで行きどまりになります。その東側の県道塩釜亘理線までの区間については、ここに圃場整備が入っていますので、その道路になるということですから、市の管理にはならないということです。

もう１つ北釜３号線については、市で廃止する分は起点側なのですけれども、これについては県の海岸防災林の植林をするということで今回廃止になりまして、それについては植林を行うということから市の管理ではなくなるということです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうしますと、この西中塚１号線が道路の形状が大きく変わるわけですが、引き続き市が管理するという説明だったと思います。このままの状態例えば認定路線図のように形状が変わった中で、廃止した路線がそのまま残るということになりますと、通行する上で問題はないのかと。そのまま真っすぐも抜けていけるし、新しく認定した道路も走っていけるということになると、非常に複雑な状況になるのではないかと思います。これは今までどおり走れる形で市が管理するのか、それとも新しく認定した形状にしか通れないように道路を塞ぐといった安全対策をとる予定でいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 西中塚1号線は廃止については、真っすぐだったものを今回関上小塚原線ができたことによって曲げて交差点のほうに行くのですが、その直線の部分については廃止しましたので、市道ではなくて公共物の取り扱いで市の管理になるということです。これは塞がないで通れるような形になっております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） ただいまの件についての関連ですけれども、西中塚1号線と平田橋線が一部廃止になるということです。それで、西中塚1号線については市道から公共物という扱いになるということですけれども、この件については今までですと、公共物になりますと手入れといいますか、整備といいますか、そういうものがなかなか難しくなる、お願いをしても難しい状況になるということがあるわけですけれども、その辺の考え方がまず第1点です。

それから、平田橋線ですけれども、今圃場整備の道路になるというお話でしたけれども、これはそうしますと市道から農道に格下げをするという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 西中塚1号線に関しては管理上市道から公共物に変わるのですけれども、ただ、市の考えとしては市道であろうと公共物であろうと管理するのは土木課ですので、その辺は変わりないと考えております。

あと、平田橋線の廃止された県道までの間ですけれども、ここについては圃場整備をしている区域です。ですから、市道を廃止する分については今田んぼとして圃場整備されていますので、これについてはなくなるという形です。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 市道路線の廃止についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第37号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 市道路線の認定についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第16号から議案第18号まで並びに議案第36号及び議案第37号の5カ件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

次に、付議事件の（6）陳情第1号 名取市全ての市民が健康で、次世代にも安心して暮らせる環境を継承するために、「東北電力と名取市の協定締結」の申し入れを求める陳情を議題といたします。

本件陳情に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会

で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに報告書案について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

お願いします。

○書記（後藤法子）　〔報告書案について説明をなした〕

○委員長（佐々木哲男）　ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後1時54分　休憩

*休憩中の要旨

・委員長案のとおりとすることとした。

午後1時54分　再開

○委員長（佐々木哲男）　再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、原案のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○委員長（佐々木哲男）　ここで暫時休憩いたします。

午後1時55分　休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2 時 2 0 分 散会

平成 3 1 年 3 月 1 日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男